
平成23年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成23年3月25日(金)

1. 議事日程第5号

平成23年3月25日(金) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 第 2 追加議案の上程
- 第 3 町長の提案理由の説明
- 第 4 追加議案の質疑
- 第 5 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
- 第 6 討論
- 第 7 採決
- 第 8 議員派遣について
- 第 9 委員会の継続審査の付託について
- 第10 議員発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正(案)について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 日程第 2 追加議案の上程
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 追加議案の質疑
- 日程第 5 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
- 日程第 6 討論
- 日程第 7 採決
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の継続審査の付託について
- 日程第10 議員発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正(案)について

出席議員（16名）

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10番	清藤一憲
11番	江藤徳美	12番	秦時雄
13番	日隈久美男	14番	後藤勲
15番	片山博雅	16番	藤本勝美

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	小川敬文	議事係長	小野英一
------	------	------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	松山照夫
財政課長	帆足博充	地域力創造課長	河島広太郎
税務課長	帆足一大	福祉保健課長	日隈桂子
住民課長	横山弘康	建設課長兼 公園整備室長	梶原政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	宿利博実	商工観光振興 室長	河島公司
水道課長	村口和好	会計管理者兼 会計課長	麻生太一
人権同和啓発 センター所長	飯田豊実	学校教育課長	穴本芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	大蔵順一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野田教世
行政係長	石井信彦		

午前10時00分開議

○議長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 日程の変更について（議会運営委員長報告）

○議長（藤本勝美君） 日程第1、日程の変更について議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長清藤一憲君。

○議会運営委員長（清藤一憲君） 皆さんおはようございます。

3月25日、町長より追加議案の申し出がありましたので、9時より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果についてご報告いたします。

議案第37号の条例の一部改正について並びに議案第38号及び議案第39号の工事請負契約の締結についての3議案について執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、追加議案の3議案は、緊急を要する案件であり、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び質疑、討論、採決までお願いしたいと思っております。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） ただいま、議会運営委員長より、委員会の協議結果について報告がありました。あらかじめお手元に配付してあります変更日程表のとおりしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第2 追加議案の上程

○議長（藤本勝美君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

追加議案は、条例の一部改正案件1件と工事請負契約の締結案件2件の3議案であります。議会運営委員会委員長報告のように、追加議案の3議案は喫緊を要する案件であります。議案の性格上、委員会付託を省略して、本日の日程の中で上程及び議案質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加された議案第37号から議案第39号までの3議案は、上程することに決しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

小川事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第37号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

議案第38号 平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備（その2）工事請負契約の締結について

議案第39号 平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業テニスコート整備工事請負契約の締結について

以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（藤本勝美君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日、本議会最終日ではありますが、追加議案上程のため、日程の変更をご配慮していただきました。まことにありがとうございます。

それでは、追加議案につきまして提案理由を申し上げます。

お手元に配付しております追加議案集の1ページ目をお開きください。

議案第37号は、玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、出産育児一時金をこれまで条例附則で本年3月31日までに39万円と定めておりましたが、今回、条例本則に定め、臨時措置でなく恒久化するものであります。

別冊参考資料集の1ページ目に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

本案につきましては、上程の機会がおくれましたこと、おわび申し上げます。

次に、議案集第2ページ目をお開きください。

議案第38号は、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備（その2）工事請負契約の締結でございます。

本案は、工事の性質上、経歴、信用を有する業者に請け負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札、総合評価方式に付した結果、最高評価者であります日本体育施設株式会社西日本支店、支店長近藤孝と請負金2億2,148万4,900円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本事業の概要を付していますので、ごらんいただければと思います。

別冊参考資料第2ページ目に陸上競技場舗装区分図など掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、議案集第3ページ目をお開きください。

議案第39号は、同じく平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業テニスコート整備工事請負契約の締結でございます。

本案も、議案第38号と同様、工事の性質上、経歴、信用を有する業者に請け負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札に付し、低入札価格調査を行った結果、ANA I・中央建設工事共同企業体代表構成員、ANA I株式会社、代表取締役穴井繁敏と請負金7,899万1,500円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本事業の概要を添付しておりますので、ごらんいただければと思います。

別冊参考資料集の3ページ目に運動施設平面図を掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、条例の一部改正1件、総合運動公園建設事業に関する工事請負契約案件を2件追加上程いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第4 追加議案の質疑

○議長（藤本勝美君） 日程第4、追加議案の質疑を行います。

追加議案集をお開きください。別冊となっております。

1ページ、議案第37号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案集2ページです。

議案第38号、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備（その2）工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第39号、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業テニスコート整備工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 多目的広場も入っておると思うんですが、図面、参考資料でいきますと、野球場の線が書いてあります。あのときに、現地説明いただいたときに、外野のフェンスをもう予定してるような話をしてあったようにありますが、この主な工事内容の中にはフェンス工事が全く入っていないようですが、その辺はどうなっておりますか、お尋ねします。

○議長（藤本勝美君） 梶原運動公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 多目的グラウンドでございますけども、一応、今回は土を入れて完成させるというのが主な内容になっております。フェンスについては、その後検討してまいりたいと思います。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

日程第5 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（藤本勝美君） 日程第5、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長松本義臣君。

○総務常任委員長（松本義臣君） 総務常任委員会報告を行います。

平成23年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案12件、陳情1件について、3月7日執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

1 議案第3号 玖珠町基本構想について

本案は、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。平成13年に策定した第4次総合計画における玖珠町基本構想が終了したので、新たに平成23年度から平成32年までの10カ年の玖珠町基本構想を定めるものです。

質疑の主なものは、①第4次基本構想とは形が大幅に変更されており、「人が主役のまちづくり」が第一にきているが、との質問がありました。これに対し、第4次基本構想を検証し、実現可能性の高いものから町民にわかりやすく作成した。また、町民の高齢化に伴い地域コミュニティ組織を「核」として将来の教育、人材育成に力を入れたとの回答がありました。

②都市計画は中途で変更できるかとの質問では、「玖珠町生活排水処理施設整備構想」で毎年度合併浄化槽設置事業の中で推進していき、その流末排水路で町が管理すべき水路は整備していくとの回答がありました。執行部より、「基本構想」策定までの経過については、係長職等による専門委員会で実質的な策定作業を行い、課長職による策定委員会、そして玖珠町総合行政審議会等により審議し、答申を受けて「玖珠町基本構想」が策定されたとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第4号 玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について

本案は、本町職員の給料について、平成23年度は3%、平成24年度は2%、平成25年度は1%それぞれ削減するため、特例措置を講ずるものであります。

主な質問は、能力給におけるその判断は誰がするのか。勤務評定等について誰が判断するのか。また、その判断基準はどうか。例として、同級生で同時退職した場合、退職金等差が出るのではないかと。また、若年職員層の働く気力等薄れるのではないかととの質問がありました。これに対し、能力給（職務給）に対する勤務評定や人事評定等の判断は管理者が行う。また、勤務評定等は今後、研究・模索しながら、今後の課題として検討・実施していきたいと回答がありました。

委員から、このことは今後、人勸制度も廃止され労使間で決定されていくものであると思われる。慎重に取り扱ってほしいとの意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第6号 玖珠町暴力団排除条例の制定について

本案は、玖珠町における公共事業を初めとする事務事業及び町内の学校からの暴力団排除に関し、必要な事項を定め、暴力団の排除を推進し、本町における社会経済活動の健全な発展を目的とし、条例を制定するものです。

委員から、「暴力団排除の町」の看板など町内に設置し、PRしていく必要があるとの意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第7号 玖珠町行政組織条例の全部改正について

本案は、玖珠町行政組織条例の全部を改正し、平成23年4月1日から施行するものであり、行政サービスの向上を目指して機構改革を行い、より行財政改革を進めるものであります。課を統合し、仕

事の共有化を図ることで、住民サービスの向上、職員の事務効率化につなげようとするものです。今回の改革は、「まちづくり推進課」をメインとして改正するものであります。

主な質問として、①総務課に基地対策を置くべきではないか。②商工観光室をまちづくり推進課に統合するが、企業立地の推進は本町にとって最重要課題であり、企業立地係を設置すべきではないか。③基地対策室の名称について、もう少しソフトな名称にしたらどうか。④環境防災課と基地対策室の課長は兼務となるのか。の問いに対して、執行部より、①、③基地対策室は係から室として独立課とし、上位格付を行いました。このことで町民の「安心・安全」、「防災」を一括統合して、自衛隊との共存共生を図ることとし、また災害対策等重点的に対応していきます。ネーミングについては、関係市町村にも照会し、本名称が多いようであります。②「企業立地」という名称は、係名の中で考えていきたい。④環境防災課長と基地対策室長は兼務を予定しています。

審査の中で委員より、行政組織案件は重点項目であり、3月議会でなく9月議会頃から十分な審議が必要であり、充分時間をとって検討すべきであるとの意見がありました。また、町長より、1年間この改革組織で執行していき、早い時期に見直し等も考えていきたいとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第8号 玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町自治会館の新築移転に伴い、位置の変更を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第9号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

本案は、平成23年4月1日からの1年間、特別職である町長、副町長及び教育長の給与について、平成17年度より継続している行財政改革により、町長は10%カット、副町長、教育長は5%カットの減額措置を講ずるものであります。

委員より、減額された給与の用途を明確にすべきであるとの意見が出されました。今後の対応について、新年度には報酬審議会を開催していきます。との回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第10号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町職員の給与について、給与制度の見直しに伴い、平成23年4月1日における職務の級等の変更に伴う措置として、本条例附則に5項を加えるため、関係条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第11号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について

本案は、平成17年度から行財政改革を継続する中で旅費を削減してきました。第18条第1項ただし書き中、「東京都」に出張した場合の支給額を「鉄道航空運賃等と宿泊料をパックで購入する場合は実費」と改め、あわせて日当・宿泊料の見直し等であり、経常経費削減のための改正であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第12号 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

本案は、平成17年度から行財政改革を継続する中で、時限的に支給停止してきた特殊勤務手当を一部廃止することにし、特殊勤務手当の種類を整理するものであります。特に第4条「行旅死亡人等の遺体収容に従事する職員の特殊勤務手当」を追加し、従事する職員の手当額を死体1体につき5,000円とするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第14号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、第2条中、基金の種類中「家畜導入事業資金供給事業基金、特定農山村総合支援事業基金、地域活性化・生活対策基金」の項を削るものであり、設置目的を達したため条例の一部を改正するものであります。なお、基金の残高は0円であります。

委員より「家畜導入事業資金供給事業基金」について本町は、畜産業は基幹産業であり、優良雌牛の導入により母牛の改善に努め、雌優良子牛を産出し、農家の所得向上に寄与している。そのためにも町単独事業で継続すべきであるとの意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

11 議案第15号 玖珠町使用料条例の一部改正について

本案は、玖珠自治会館の新築移転に伴い、各部屋の使用料及び冷暖房料について、別表1中に「玖珠自治会館」の項を加えるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第21号 森まちなみ公園の指定管理者の指定について

本案は、森まちなみ公園の管理を森地区まちづくり協定運営委員会に指定管理者として指定するものであり、平成19年に指定管理者となり、本年3月31日で満了するため、引き続き5年間本団体に指定管理者として指定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 陳情第1号 陳情書（総合運動公園整備事業の工事について町内業者との共同企業体で発注を求める陳情）について

本陳情の趣旨は、現在建設中の総合運動公園整備事業の工事で、今後着工予定の工事について、町内の業者の育成と経済効果を考慮し、町内業者に発注してほしいとの内容であります。

委員会は審議に入る前に現地視察を行いました。

執行部より、町長のほうにも陳情を受け、補正予算の繰越専決処理を行い、早い時期に工事発注できるよう努めました。本年度発注状況は5件に分けて、町内業者で出来る工事は町内業者に発注します。しかし専門的技術の必要な工事は総合評価落札方式で行いますとの説明を受けました。

審査の中で、町内の建設業者は経営が悪化している。今後もその可能性も大きく、町内業者の育成、景気回復の観点から最優先で地元業者に工事発注を行うべきであるとの委員全員の意見として執行部に要請をいたしました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案12件、陳情1件について、審査の結果の報告を終わります。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長宿利俊行君。

○産業建設常任委員長（宿利俊行君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会報告。

平成23年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案4件、陳情1件について、3月7日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情第2号の玖珠町大字四日市656番地、四日市区長 大久保覚氏外50名による、町道四日市下綾垣線の舗装工事、議案第18号から議案第20号の町道路線の廃止と認定及び区域外路線の認定の承諾について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により議案第16号から審査を行いました。

1 議案第16号 急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

本案は、急傾斜地域において、県事業の対象とならない5戸未満地域の災害に対して条例化し、災害防止対策を行い、併せて受益者負担割合を制定するものです。

委員より、急傾斜地の指定に関する質問がありました。

執行部より、県の急傾斜地の指定区域と毎年実施している防災パトロールの箇所を対象地域として、町で確認、審査の上、県に要望する仕組みになっているとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第18号 町道路線の廃止について

本案は、県道菅原戸畑線バイパス工事が完成し、旧道部分が移管されることに伴い、杉河内線の玖珠町大字山浦字大曲698番地先から、玖珠町大字山浦字中村845番地1先の448.83mを廃止するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第19号 町道路線の認定について

本案は、県道菅原戸畑線バイパス工事が完成し、旧道部分が移管されることに伴い、杉河内線の玖珠町大字山浦字大曲695番地1先から玖珠町大字山浦字中村845番地1先の651mを認定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第20号 区域外路線の認定の承諾について

本案は、県道菅原戸畑線改良事業によって、杉河内工区バイパス部分が完成し、旧道が日田市と玖珠町にそれぞれ移管されるが、日田市に移管される道路のうち一部が玖珠町に位置することから、日田市市道下川内線の玖珠町大字山浦字中村792番地先、延長478.5m（うち玖珠町区間21.6m）、幅員3.6m～8.8m（うち玖珠町区間4m～8.8m）を日田市道として、維持管理するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第2号 陳情（町道四日市下綾垣線の舗装工事について）

本陳情は、玖珠町大字四日市656番地、四日市区長 大久保覚氏外50名により提出されたものです。要旨は次のとおりです。

本路線は、大分自動車道建設工事用道路として利用され、大型車が頻繁に通行しました。年月の経過とともに舗装の損傷が著しく、農産物の運搬等に影響が出ています。

地元の願意は十分理解出来るので、執行部において財政状況等町道計画の中で対応されるよう申し添え、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 13番日隅です。

議案第16号の中で、毎年実施している防災パトロールの箇所を対象地域としてとありますけど、この本町の対象地域はどのくらいあるのか会議の中で話されたのか、お聞きいたします。

○議長（藤本勝美君） 常任委員長。

○産業建設常任委員長（宿利俊行君） 別に詳しい説明は受けておりません。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 今度のような大きな大震災に見舞われたら、本町としてもかなりの急傾斜地の、石垣の山とか石の山とかがあると思うんです。そこをいち早くもう一度再確認して、安全パトロール区域だけではなくして、そういうところも再確認してほしいと、これは要望で終わらせていただきます。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） おはようございます。文教民生常任委員会報告を行います。

平成23年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案6件について、3月7日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第5号 玖珠町児童医療費の助成に関する条例の特例に関する条例の制定について

執行部より、本案の条例改正の主な要因は、平成21年度から5年間の条例であるが、現在、外来受診・入院時に原則1回（1日）あたり500円の一部自己負担金を無料化し、全額助成するという条例の制定であると説明がありました。

委員より、①財源はどこから補助するのか、②手続に変更はないか、③時限措置後はどう考えるのかとの質問がありました。

執行部より、①町の一般財源から町単独で補助をする。②手続は今まで通りで、医療機関に全額支払い後、申請により本人に償還払いをする。③町の方針と、議会の意見を聞きながら、期限が来る前に協議を依頼するかたちになるが、現時点ではわからないと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第13号 玖珠町特別会計設置条例の一部改正について

執行部より、本案の条例改正の主な要因は、老人保健の廃止後2年経過し、本年度末（平成23年3月31日）で効力がなくなるのに伴い、特別会計設置条例中の老人保健を削除するものであると説明がありました。

委員より、過年度分は完全に終わったのかと質問がありました。

執行部より、過年度の過誤分の精算はまだ終わっていないが、一般会計の中で、収入は雑入の老人保健医療費に、支出は老人保健事業費で行っていくと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第17号 玖珠町へき地保育所設置及び管理条例の廃止について

執行部より、本案の古後へき地保育所は昭和49年6月1日から認可を受けて開所した。当初の入所定数は35名で設置したが、当初より30名をきっており、平成元年には対象児童が20名を下回ると予想されたため、3歳児までに定め、へき地保育所の対象基準に合うようにした。しかし、平成8年には10名を下回ると予想されたため、2歳児までとした。その後、平成19年度に9名となり、「大分県次世代育成支援対策交付金の基準」に適合しなくなったため、2年間の経過措置を経て、平成21年度より補助金は廃止され、町単費での運営となった。園児数は、平成22年度は4名、そして23年度は2名の申請となっている。

玖珠町では、平成17年に町立の保育園の見直しが行われ、平成18年度より若竹保育園、くすのき保育園の福祉法人への移行を行ってきた。今回、古後へき地保育所の見直しを行うにあたり、本保育所がへき地で就学前の教育が受けられる環境をつくってほしいという地元の強い要望から開始した経過を踏まえ、地元との協議を行ってきた結果、日出生地区で実績のある「協議会方式」による保育園の

継続を前提として、条例廃止を行うものであるとの説明がありました。

委員より、①地元住民との協議経過について、②地区運営となると保育料はどうなるのかと質問がありました。

執行部より、①一昨年から行政内での協議を開始し、昨年より地元での保護者会議、自治委員協議を数回経て、現在、具体的な準備会を立ち上げ協議を重ねているところである。②現在、1人ひと月5,000円と幼稚園よりも低額であるが、今回、運営にあたり、認可保育所等の保育料等の全体のバランスを考慮し、日出生の協議会方式の負担金が1人ひと月10,000円であることから、これと同額を提案したところ了承が得られ、協議会方式で行いたいという意向が確認できた。と説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第22号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について

執行部より、各自治区にある公民館の指定管理者の任期がきれることに伴い、新たに5年間の指定管理者を指定するものであると説明がありました。

委員より、「長野林業者集会所」という看板は立ててないが、名称の変更はできないかと質問がありました。執行部より、表示的には「長野公民館」でも良いが、正式名称については補助金の関係があり、現在のままでいきたいと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第23号 日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

執行部より、本案についても議案第22号と同じであるが、補助金の絡みで上程したものであると説明がありました。

委員より、①追跡調査はあるのか、②機構改革が行われるが公民館の管理については社会教育課から変わるのかと質問がありました。

執行部より、①あると思うので日誌はつけていただいている。②自治公民館については社会教育課が建設しているので、今までどおりであると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第24号 日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

執行部より、本案についても議案第23号と同じ内容であると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案6件につきまして、審査の結果の報告を終わります。

○議 長（藤本勝美君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高田修治君。

○予算特別委員長（高田修治君） 予算特別委員会の報告を行います。少し長くなりますが、よろしくお願ひします。

平成23年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第30号から議案第36号までの7議案について、3月9日、10日の2日間、執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

3月9日午前10時に予算特別委員会を開催した後、総合運動公園と古後井路（古後井路下流にあたる運動公園内の多目的広場下側の水路から上流にあたる塚脇中央町の間）を現地視察し、主管課による説明にて古後井路を含む運動公園の進捗状況を把握しました。

現地視察終了後に、付託されました7議案中、議案第30号の平成23年度玖珠町一般会計予算の概要を執行部に説明を求め、質疑、審査を行いました。

1 議案第30号 平成23年度玖珠町一般会計予算について

執行部より、平成23年度玖珠町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ81億円で、前年度対比1億7,000万円の増額、増減率2.1%の増であります。

この増額については通年予算編成とし、また総合運動公園建設事業を当初予算計上したことによるものが大きな要因であります。

財源の構成比は、一般財源65.5%、特定財源34.5%、自主財源26.5%、依存財源73.5%となりました。

歳入では、町税は14億5,356万5,000円で、前年度より7,539万5,000円の減額で、対前年比4.9%の減であります。町民税は、景気低迷による町民税の課税所得の減少及び納税義務者の減少などが大きな要因となっております。

次に、地方譲与税は9,850万円、前年度より310万円減額で、3.1%の減であります。地方特例交付金は2,740万円の計上、前年度より40万円の増額、1.5%の増であります。

地方特例交付金は3種類あります。

まず1つ目は、児童手当の拡充及び子ども手当の特例に係る地方特例交付金であります。計上額は1,440万円で、県の試算に基づき計上したものです。

2つ目に、住宅ローン等の控除による個人住民税の減収額を補てんするための減収補てん地方特例交付金があり、530万円を計上しております。これも県の試算に基づく計上であります。

3つ目に、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収分を補てんするための減収補てん特例交付金を770万円計上しております。こちらも県の試算に基づくものであります。

地方交付税が前年度より1億4,900万円の増額であり、また県支出金も前年度より1億7,731万6,000円の増額で、さらには繰入金も1億2,626万7,000円の増額であります。

科目別歳入内訳では、地方交付税は29億6,200万円で前年度より1億4,900万円の増であり、対前年比5.3%の増、国庫支出金は10億3,559万4,000円であり、前年度より1億2,261万円の減額、対前年比10.6%の減であります。総合運動公園建設事業に係る補助金1億6,537万9,000円の増額などがありますが、北山田小学校危険改築事業7,981万8,000円の減、玖珠自治会館建設事業9,892万4,000円の減、障害防止対策事業1億3,836万1,000円の減、農林6,281万9,000円の減、建設7,554万2,000円の減額などが3億1,710万3,000円の減額となりまして、差し引きいたしますと大幅な減額となっています。県支出金は10億4,821万3,000円で、前年度より1億7,731万6,000円の増であり、対前年比20.4%の増であります。子宮頸がん等ワクチン接種促進事業1,223万7,000円の増などが主な要因であります。寄附金は451万5,000円の計上、前年度より356万円の増額、372.8%の増であります。自治公民館改修地元寄附金350万円等の増が主な要因であります。繰入金は2億2,531万9,000円であり、前年度より1億2,626万7,000円の増額で、対前年比127.5%の増であります。総合運動公園建設基金1億4,845万4,000円の増などが主な要因であります。諸収入は1億9,488万5,000円の計上、前年度より7,223万6,000円の増額、58.9%の増であります。鳥獣被害緊急総合対策事業4,526万5,000円の増などが主な要因であります。町債は4億9,020万5,000円の計上、前年度より1億7,020万4,000円の減額、25.8%の減であります。

科目別歳出内訳では、議会費は1億4,549万円で、議員年金制度の廃止に伴う共済金の増額などにより、前年度対比では3,561万6,000円、32.4%の増であります。総務費は15億2,834万8,000円で、前年度対比では3,806万3,000円、2.6%の増であります。これは、森自治会館建設事業、地域公共交通活性化・再生総合事業の計上などによるものです。民生費は21億1,700万3,000円で、前年度対比では1億7,946万5,000円、9.3%の増であり、これは介護基盤緊急整備特別対策事業の事業実施等により増額したものです。衛生費は7億9,844万3,000円で、前年度対比では2,435万2,000円、3.1%の増であります。これは、子宮頸がんワクチン接種等促進事業の事業実施等により増額したものです。農林水産業費は6億5,137万4,000円で、前年度対比では1億1,279万6,000円、20.9%の増であります。これは、特防（古後水路改修）事業や有害鳥獣被害防止対策事業等により増額したものです。商工費は1億3,724万1,000円で、前年度対比では982万6,000円、7.7%の増であります。これは、お買い物券発行事業・豊後森機関庫整備事業の増額と三島公園遊具整備事業の減額などが主な要因です。土木費は6億216万7,000円で、前年度対比では1億1,532万2,000円で、23.7%の増であります。これは、平成23年度当初予算においては、総合運動公園建設事業について当初予算に計上を行ったことによるものです。教育費は8億986万6,000円で、これは北山田小学校舎の建てかえ事業の終了によるもので、前年度対比3億5,489万4,000円、30.5%の減であります。災害復旧費は762万3,000円で、前年度対比では1,387万6,000円、103.4%の増であります。これは、災害等が発生した場合に迅速に対応を行うため、その所要額をあらかじめ予算計上したものです。

以上、一般会計予算の説明がありました。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは、次のとおりであります。

- (問) 町税が7,539万5,000円減額されているが、最も大きいと考えられる理由は。
- (答) 前年度比13.8%の減を見込んでいるが、経済情勢の悪化により納税義務者の減税が考えられ、特に給与所得、農業所得の減によるものが大きい。
- (問) 滞納繰越分の額の計上が少ないと思うが、収納率アップに向けての今後の取り組みの考えは。
- (答) 県職員の派遣をしてもらい、差し押さえの実施や財産調整等、指導による職員の徴収意識の高揚にもつながってきている。派遣の申請を続け徴収率アップに努めたい。
- (問) 時間外勤務手当が計上されているが、時間制限はあるのか。また、課によっては国の事務等が多くなり、厳しい状況にあるのでは。
- (答) 職員の健康管理上、できるだけ1日4時間以内と考えている。現状で仕事が集中している課もある。特に現場を抱えている部署は臨時の技術者を投入するなど努力をしている。
- (問) 人材育成費に1,000万円を計上しているが、その内容は。特に若い人を時間かけて育成することが必要と考えるが。
- (答) 第5次総合計画の中の重要な施策の一つと考えている。人材育成基金事業として、これからの玖珠町を支えていく人を育てるため、各種、各分野の後継者の育成のための研修事業、学生の海外研修の助成の充実など、多岐にわたって考えている。
- (問) 地上デジタル放送共聴施設整備事業補助金5,018万9,000円、共聴組合の対象数と自己負担はどうか。
- (答) 新設組合7件、改修1件となっており、負担は1世帯当たり約7,000円である。
- (問) 納税奨励金1,300万円計上しているが、納税組合は年々減少している。今後も継続していくのか。
- (答) 年々減少して、現在231組合となっているが、解散することは納税率が下がることとなるので、いま少しの間様子を見て考えたい。
- (問) 農業祭補助金100万円、J A玖珠・九重との共催と思うが九重町からの補助金も必要ではないか。
- (答) 九重町からの補助金はない。J Aに働きかけはしている。今後も努力する。
- (問) 防災無線は1世帯に1個しか設置できないのか。2世帯住宅で別棟生活もある。
- (答) 原則は1世帯1個だが、相談に応じたい。
- (問) 総合運動公園には町民体育館とパークゴルフの要望があったと思うが、どのように考えているのか。
- (答) 現在は、今の計画の早期完成を目指し取り組んでいるので、考えていない。
- (問) 町内指定文化財保存整備助成金300万円の内容は。
- (答) 現在、指定の有形・無形の文化財をこれから何百年と伝承保存のためにはどうすればいいのか、ヒアリング等をしながら今後決定していきたい。
- (問) 自治公民館建設事業費は、平成22年度の修繕費1館当たり5万円の事業は大変喜ばれたが、

継続の予算か。

(答) 今回の予算計上は、ご指摘の事業よりも大きな修理が必要な箇所ので、5万円の事業の要望分は3月で終了する。要望が多ければ検討してみたい。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3月10日午前10時、9日に引き続き予算特別委員会を再開し、付託されました残り議案第31号から議案第36号までの各特別会計、水道事業会計の当初予算であり、議案ごとに主管課長より予算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

全委員から熱心で真摯な質問や意見、要望が出されました。

1 議案第31号 平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

執行部より、平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億205万3,000円であり、歳入の内訳は諸収入で3億205万1,000円、財産収入2,000円で、歳入は3億205万3,000円であり、前年度対比53万8,000円の減であります。

歳出の内訳は基金積立金に当てる3億205万3,000円であり、前年度対比53万8,000円の減であると説明がありました。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは、次のとおりです。

(問) 償還について国・県の助成の動きはないのか。

(答) 国・県の助成対象外で、今後とも国・県の動向を見きわめながら対応していきたい。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第32号 平成23年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

執行部より、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,877万1,000円であり、歳入の主なものとして、繰入金2,680万4,000円であり、前年度対比では276万4,000円の増であります。

歳出の主なものとして、水道費の2,973万9,000円があり、前年度対比では304万2,000円の増でありますと説明がありました。

北山田簡易水道給水及び配水量（平成23年度予定）、給水区域内人口1,440人、給水人口1,202人、給水地域内戸数、511戸、給水戸数471戸、普及率83%。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは、次のとおりです。

(問) 高速道路玖珠サービスエリア（戸畑に位置する）の給水の現状は。

(答) 1年の平均調定水量は1,160m³、水道料金は月平均で18万7,000円程度である。

(問) 新規加入は何戸分か、個人負担は。

(答) 3戸を予定している。個人負担につきましては13mm口径で21万円である。

(問) 今年度、繰入金は2,680万4,000円が計上されているが、ここ数年変わっていない。恒常的になれば指定管理者制度等検討してもいいのではないか。

(答) 平成19年度に実施した繰り上げ償還による増加が23年度に終了する予定で、24年度以降の繰

入金については大幅に減少するものと思われる。今後の検討としたい。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第33号 平成23年度国民健康保険事業特別会計予算について

執行部より、平成23年度予算総額は、歳入歳出それぞれ21億920万2,000円で、前年度比5,655万4,000円の減（約2.6%の減）となっています。国保特有の構造的な問題に加えて、高度医療の普及や生活習慣病の増加等により、医療給付費は年々増加している傾向にあります。玖珠町国保においても、ここ数年、収入不足分を調整財源である国民健康保険基金を取り壊して充当してきましたが、平成23年度には基金が枯渇することも懸念され、国保事業の安定的な運営を図るため主財源である保険税の税率引き上げが避けられず、平成23年4月からの税率改定実施を12月議会で可決いただいたところであります。今後は、保険税収入の確保とともに医療費の削減に向けた取り組みが急務であります。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税4億9,783万8,000円、前期高齢者交付金3億9,251万2,000円、また国庫支出金では6億9,700万3,000円、共同事業交付金2億6,807万2,000円であります。

また、歳出の主な内訳は、保険給付費の14億1,404万4,000円、前年度対比1,879万6,000円の減であり、後期高齢者支援金等は2億1,549万1,000円、介護保険納付金1億2,264万7,000円、共同事業拠出金は3億1,775万1,000円、保険事業費2,594万円でありますと説明がありました。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものとして、

(問) 今回の改定の内容は。また、最高限度額は幾らになるか。

(答) 改定の内容は別紙表を配付する。最高限度額77万円となる。国の方針で多くの所得のある方に負担してもらうことになる。

(問) 国民健康保険税の値上げをするに当たって、これまでの累積滞納の整理は今後どう行うのか。

(答) 滞納整理の状況については、平成22年1月末と平成23年1月末で比べて、約600万円程度昨年より増収した。今後も県の指導をいただき、差し押さえの実施や財産調査等を行い徴収率を上げていきたい。

(問) 税収入の確保と医療費の削減が必要と思うがその取り組みは。

(答) 保険税の徴収率を上げることが重要であり、計画的な滞納整理にも努めていく。医療費の削減の取り組みは、特定健診、特定保健指導を通じた生活習慣病やその予備軍の重症化防止とともにジェネリック医薬品の利用促進、重複・多受診者の訪問指導等、国保加入者の意識を変えるなどの取り組みを進め、医療費全体の抑制に努める。

これから玖珠町も高齢者の数がふえてくるため、健診や保健指導等の予防策や健康づくりの推進等幅広い施策の実施、また、徴収率を上げるためにも納税についての定期的な広報などでの啓発を望みます。

審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

4 議案第34号 平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

(保険事業歳入歳出予算)

執行部より、平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ17億5,886万円であり、前年度に比べ6,214万5,000円の増額となり、3.66%の伸びとなっています。

歳入の主なものとして、保険料は2億5,362万8,000円で、前年度比で0.16%の伸びとなっています。国庫支出金は4億4,878万3,000円で、前年度対比2,462万5,000円の減で5.2%の減少、支払基金交付金は5億713万8,000円で3.42%の伸び、県支出金は2億5,884万7,000円で、前年度対比4,968万5,000円の増であり、23.7%の伸び、また、繰入金は2億9,044万8,000円であり、前年度対比1,990万3,000円で7.36%の伸びになっています。

歳出の主なものとして、保険給付費の16億8,060万9,000円で、前年度対比6,029万9,000円の増であり、地域支援事業費は3,748万9,000円であり、98万1,000円の減です。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

平成23年度介護サービス事業勘定歳入歳出予算総額は1,054万8,000円で、前年度と同額であります。歳入はケアマネジャーによる介護予防プラン料であり、歳出の主なものは総務費及びシステム維持費ですと説明がありました。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは、次のとおりです。

(問) 給付費の過誤チェックはどこでしているのか。

(答) 国民健康保険団体連合会にてチェックしており、手数料を払っている。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第35号 平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

執行部より、平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,224万5,000円であり、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料の1億2,677万円で、前年度対比2,201万2,000円の減であり、また歳入では6,485万8,000円で、前年度対比866万3,000円の増であります。

また、歳出の主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,000万3,000円があり、前年度対比1,320万2,000円の減であります。

なお、この制度は平成26年度3月をもって廃止、同年4月より新しい老人保健医療制度へ移行される見込みでありますとの説明がありました。

特に質疑・意見もなく、審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第36号 平成23年度玖珠町水道事業会計予算について

執行部より、次のとおり説明がありました。

(資本的収入及び支出)

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,062万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金4,152万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,790万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119万4,000円で補てんするものとする。)

資本的収入及び支出

4条予算であります資本的収支での不足額6,062万7,000円は、当該年度損益勘定留保資金で補てんします。この資本的支出では企業債の元金償還金が主なウエートを占めており、第2次拡張事業の財源として借り入れた企業債の元利償還金額は、平成36年度まで14年間でピークとなります。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは、次のとおりです。

(問) 機構改革で新年度から行われる水道課と建設課が統合するようになっているが、問題はないのか。職員数は他の市町村の公営企業と比べてどうなのか。

(答) 上水道、簡易水道関係（特別会計等を含み）で、北山田簡易水道担当2名、上水道担当5名、合計7名で特に問題はない。水道事業会計と一般会計の割合など人件費の割合を含めて協議していかなければと思っている。

(問) 水量は確保できるのか。

(答) 陣ヶ台水系と内帆足水系とで現在は賄えると思っている。

(問) 水道料金の未収金の徴収の方法は。

(答) 未収金の集金手段として、3カ月経過して入っていない部分は督促状を出し、連絡や窓口に来ない場合は催告、再々催告までして給水停止まで8カ月かけて行う。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査結果の報告を終わります。

なお、平成23年度予算審議に当たって、予算特別委員会の委員から出されたさまざまな質疑、意見、要望については、これを真摯に受けとめ、予算の執行に反映されるよう申し添えます。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番松本義臣君。

○9番（松本義臣君） ちょっと簡単な質問になるかと思いますが、議案第33号の平成23年度の玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算であります。これが、審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しましたと、そういうふうなところに私も、ちょっと思ったわけではありますが、一番最初の10の、7ページですね、今回の改定の内容は、また最高限度額が幾らになるのか、最高限度額77万円となる、このことについてであります。ご案内のとおりこの保険税は年々上がっております。しかし、その中で4割軽減、7割軽減、そういった過程の中で低所得者にはそういった配慮はしておるのは、これは私は十分だと思います。国の予算をまた調整交付金等々で充当するのは、これは私はいいことだと、そういうふうには思っています。

しかしながら、この最高限度額の77万円ではありますが、ちょっと例をしてみますと、ちょうど総所得額が500万円の場合にちょうど77万円になると仮定します。そうすると1,000万円の方が、本当なら税額でいきますと100万になると思います。その中で、ちょうど500万と600万のその境の人といいま

すか、その人が非常に、ちょっと無理になるような感じがするわけでありまして、その超過分に対しましては、やっぱり調整交付金等で国のほうの補てんがあると、そういうふうにも聞いております。そういうところで委員会の中で、やはりその補てんの分については、77万円以上の補てんの分、これは調整交付金の中に入れてくるわけですが、その分のことを考えてみますと、やっぱり国のほうから、これは税金の中から充当するわけですから、皆さんから取るというふうにも仮定もされたいと思います。

そういうことで、この会の中で、この最高限度額も、法の改正等も含めて、やはり所得の多い人からは納めていただきたい。だからこの限度額は廃止して当たり前に出していただくと、そういった法改正等のことをやったらいいのではなからうかとかいうような議論を、もし、されたんではなからうかなと私は思いますが、そのところ、もしあったならお知らせください。

○議長（藤本勝美君） 予算特別委員長。

○予算特別委員長（高田修治君） 限度額の廃止については撤回ですね、取るということですね。

○9番（松本義臣君） いえいえ、違います。限度額ですね、そうです、はい。

○予算特別委員長（高田修治君） その件は、取り除くというよりも、非常に限度額が高くなるので、我々も、委員の中でも、これは該当する人が大変厳しいものがありやせんかという意見は出ましたけれども、上限撤廃の話は出ませんでした。多数になったというのは、先ほど一般会計の分にもありました、これにもありました、滞納の整理をという意見が多かったんで、その辺ではないかというふうに思っております。

以上です。

○9番（松本義臣君） はい、わかりました。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 3ページの議会費の部分なんですけど、議員年金制度の廃止に伴う共済金の増額が主と思うんですけど、3,500万超えの増額となっております。この議員年金制度の廃止に伴う共済金ですね、これに対しては国からの何らかの歳入が見込まれるんですか。それとも町の単費か何かでされるんですか。

○議長（藤本勝美君） 予算特別委員長。

○予算特別委員長（高田修治君） その件では質問が出ておりませんでした、ちょっと予算書を持ってきとらんのですが。質問が特別ななかったもので、手元に私、資料を持ってくればよかったです、意見としては出ませんでした。内容検討はなかったです。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第6 討論

- 議長（藤本勝美君） 日程第6、これより討論を行います。
議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（藤本勝美君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (藤本勝美君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

日程第7 採決

○議 長（藤本勝美君） 日程第7、これより採決を行います。

議案第3号は、玖珠町基本構想を定めるものであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第3号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第3号は、原案のとおり決することに決定いたしました。

次に、議案第4号から議案第6号までの3議案は、条例の制定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第4号から議案第6号の3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第4号から議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議案第7号は、条例の全部改正についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第7号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号から議案第16号の9議案は、条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第8号から議案第16号までの9議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委

員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第8号から議案第16号までの9議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号は、条例の廃止についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第17号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。

なお、公の施設のうち条例に定める特に重要な施設の廃止については、地方自治法第244条の2、第2項の規定により、出席委員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席委員は16名です。その3分の2は11名です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(藤本勝美君) 起立多数、15名です。所定数以上です。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号は、町道路線の廃止についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第18号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号は、町道路線の認定についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第19号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号は、区域外路線の認定の承諾についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第20号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号から議案第24号までの4議案は、指定管理者の指定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第21号から議案第24号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第21号から議案第24号までの4議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号は、平成23年度玖珠町一般会計予算についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第30号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号から議案第36号までの6議案は、平成23年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第31号から議案第36号の6議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(藤本勝美君) 起立多数です。

よって、議案第31号から議案第36号の6議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第37号から議案第39号までの3議案は、喫緊を要する案件であり、委員会付託を省略しております。直ちに採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

議案第37号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号 平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備(その2)工事請負契約の締結についてであります。

議案第38号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号 平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業テニスコート整備工事請負契約の締結についてであります。

議案第39号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補は、帆足和彦君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、帆足和彦君を適任とすることに決定いたしました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情2件について採決を行います。

陳情第1号、陳情書（総合運動公園整備事業の工事について町内業者との共同企業体で発注を求め陳情）について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号、陳情書（町道四日市下綾垣線の舗装工事について）、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第8 議員派遣について

○議長（藤本勝美君） 日程第8、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第9 委員会の継続審査の付託について

○議長（藤本勝美君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の付託について、お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

次に、高校再編問題特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

次に、道の駅・運動公園調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

日程第10 議員発議

・ 玖珠町議会委員会条例の一部改正（案）について

○議 長（藤本勝美君） 日程第10、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第1号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第1号 玖珠町議会委員会条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者 9番松本義臣君。

○9 番（松本義臣君）

発議第1号

平成23年3月25日

玖珠町議会

議 長 藤 本 勝 美 殿

提出者	玖珠町議会議員	松 本 義 臣
賛成者	々	菅 原 一
々	々	佐 藤 左 俊
々	々	清 藤 一 憲

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出します。

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

玖珠町議会委員会条例（昭和62年玖珠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) ア 総務課の所管に属する事項
- イ まちづくり推進課の所管に属する事項
- ウ 税務課の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 環境防災課の所管に属する事項
- カ 基地対策室の所管に属する事項
- キ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- ク 監査委員の所管に属する事項
- ケ 他の委員会の所管に属さない事項

- (2) ア 農林業振興課の所管に属する事項
- イ 農業委員会の所管に属する事項
- ウ 建設水道課の所管に属する事項
- エ 公園整備室の所管に属する事項

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(理 由)

平成23年4月1日より玖珠町行政組織条例の全部が改正されることに伴う委員会の所管事項などの

変更を行うものである。

参考資料は別紙のようになっておりますので、参照ください。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号 玖珠町議会委員会条例の一部改正について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（藤本勝美君） 挙手全員です。

よって、本条例の一部改正は可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

○議 長（藤本勝美君） ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 3月定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

三寒四温と申しますが、春の高校選抜野球も始まり、けさは雪が降っておりましたけど、冬の雪と違い、寒さの中にも温かさが感じられるようになってきました。

今月11日、皆さんご承知のとおり東北地方を襲った未曾有の大震災では、一瞬にして多くの尊い命が奪われ、いまだ被害の実態が把握できてない状況の中、避難生活を強いられている人々も大勢おられ、改めて地震と津波のすさまじさを感じています。加えて福島原発の事故であります。これはまた今後の日本のエネルギー政策にとどまらず、社会全体の仕組みについて大きな課題を投げかけております。一刻も早い復旧と、被災者の皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。

この国家的危機に直面した今、政府は先頭に立ってその救済措置を講じておりますが、私たち玖珠町としても、また玖珠町民一人一人としても、冷静にこの国家的危機に対処する必要があります。今何をすべきか、また何をしなければいけないか、可能な限り支援策を講じて、一刻も早く被災者の皆さんが平穏な生活を送れるよう願うばかりでございます。

今回の震災は決して対岸のものではありません。自然災害というものは人知の及ぶところではありません。今議会で承認いただきました機構改革の中でも、新たに立ち上げた環境防災課の使命は、町民の皆様が安全で安心して生活を送れるような環境をつくることだと思っております。今後しっかりと危機管理体制を構築していきたいと考えております。

さて、今定例会は、去る3月1日から本日25日までの25日間の会期でありましたけれども、議員の皆様方におかれましては、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、ご提案申し上げました23年度一般会計当初予算案など39議案と諮問案件1件について、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの案件もご承認をいただいたことにつきまして、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、今回の議会では、本議会を初め各常任委員会や予算特別委員会などにおきます審議や審査の過程におきまして、本町が直面するさまざまな課題につきまして、熱心なご議論と多くのご意見を賜ったところでございます。いただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、これらを真摯に受けとめ、来年度以降、町政執行に生かしてまいりたいと思っております。

さて、4月1日から新たな年度が始まりますが、とりわけ、次年度は本町にとって節目の年になるかと思っております。開会日の町政執行の基本方針の中で申し上げましたけれど、町民の皆様と行政との協働によりまして、よりよい地域づくりを目指した第5次基本計画の第一歩がスタートいたします。町民の皆様のご意見を拝聴しながら、協働によるまちづくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。安心して暮らせる玖珠町、住みやすい玖珠町の実現に向けて努力してまいる所存でございます。そしてこれまでと同様、町民の皆様の視点に立ち、公平そして公正な公共サービスの実現を目指して、効率的で質の高い行政運営を行ってまいりたいと思っております。

終わりにになりましたが、今年は統一地方選挙の年でございます。4月10日には大分県知事選挙並びに県議会選挙が行われ、引き続き4月24日には玖珠町議会選挙が行われます。

議員各位におかれましては、この4年間、日本経済の低迷と地方自治を取り巻く極めて厳しい情勢下にあつて、本町のまちづくりのためにご尽力いただきました。ここに改めて感謝とお礼を申し上げます。

なお、今期をもって議会議員をご勇退される議員がおられます。ご勇退される議員各位におかれましては、これまでの議員活動を通じて得た高い見識をもちまして、今後とも本町の振興と発展のためご尽力いただきますよう心からお願いを申し上げます。

また、再度町民の皆様の審判を受けられることを決意されました議員の皆様におかれましては、ご奮闘いただき、再びこの議場でお会いできることを心からお祈りいたしております。

議員皆様におかれましては、この4年間にわたる議会活動まことにお疲れさまでございました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

本定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る3月1日開会以来、本日まで25日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におかれましては、終始極めて真剣なご審議をいただきまして、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ました。厚くお礼を申し上げます。

また、今期中、11日に発生いたしました東日本大震災では、復旧に向けて全国各地で懸命の努力が続けられているところでございます。一日も早く復興を望むものであります。玖珠町議会といたしましても、玖珠町と歩調を合わせ取り組みを進めているところでございます。

さて、私事、2年間議会議長として任期満了を迎えるに当たり、一言お礼を申し上げます。

顧みますと、地方分権が叫ばれ、日本経済の長引く不況の中で玖珠町議会議長に就任させていただきました。行財政改革を推進する中で、運動公園建設事業では概ねのめども立ち、社会資本の充実が図られてまいりました。また、新たな課題となってまいりました開かれた議会につきましては、議員の各種研修会の取り組みにより、その機運の醸成ができ上がってきているところでございます。

今後とも玖珠町議会は、厳しい地方財政の中で行財政改革や地域主権の確立、議会の活性化について積極的に推進し、町民が夢を持てる施策の実現に向けて、その役割を果たしていかなければなりません。

さて、3月31日付をもちまして定年を迎えられます松山総務課長、河島地域力創造課長、帆足税務課長、宿利農林業振興課長、野田学校教育課参事兼給食センター所長、小川議会事務局長には、大変長い勤務お疲れさまでございました。今後とも健康に留意され、第2の人生を有意義に過ごされますよう心からご祈念申し上げます。

また、議員各位には、改選の時期を迎えるに当たり、今期限りで勇退されます議員の皆様には、厳しい行財政の中で議会運営に昼夜問わず真摯に取り組んでいただき、玖珠町政の発展のためにご尽力を賜り、ありがとうございました。長年のご苦勞に感謝申し上げますとともに、これからも健康に留意されまして、まちづくりにご指導賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

あわせて他の議員各位には、力強く所期の目的を達成されますよう、ご健闘を心からお祈りいたします。

改めまして、この2年間、議員各位のご協力、ご配慮はもとより、執行部の皆様のご協力により、議長職を無事務めることができました。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

最後になりましたが、朝倉町政のますますの発展と玖珠町議会の隆盛を祈念申し上げ、甚だ意を尽くしません、閉会のあいさつといたします。

これもちまして、平成23年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後0時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年3月25日

玖珠町議会議長 藤本勝美

署名議員 尾方嗣男

署名議員 片山博雅